



# 亀岡市ソフトボール協会会則

# 目次

第 1 章	名称及び事務所	…	P2
第 2 章	組織	…	P2
第 3 章	運営	…	P2
第 4 章	目的及び事業	…	P2
第 5 章	役員	…	P2
第 6 章	役員を選出と任務	…	P3
第 7 章	役員任期	…	P3
第 8 章	会議	…	P4
第 9 章	経費	…	P4
第 10 章	会計年度	…	P4
第 11 章	賞罰	…	P4
第 12 章	会則の改廃	…	P5
第 13 章	細則、内規	…	P5
	亀岡市ソフトボール協会組織図	…	P6

# 亀岡市ソフトボール協会会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本協会は、亀岡市ソフトボール協会(以下協会という)と称する。

第2条 本協会の事務所は事務局宅に置く。

## 第2章 組織

第3条 本協会は、京都口丹地域に居住または勤務するものを中心とし構成されたソフトボールチーム団体及び個人で組織する。

## 第3章 運営

第4条 本協会は、三役会、常務理事会、理事会で組織運営を図る。(組織図参照)

## 第4章 目的及び事業

第5条 本協会は、ソフトボールの普及発展を図るとともに、ソフトボール関係団体の関係協調を図り、合わせて市民の健康体力作りに寄与することを目的とする。

第6条 本協会は前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

1. ソフトボールの各種大会を開催する。
2. ソフトボールの普及発展に関すること。
3. 各号の他、本協会が必要と認められる事業。

## 第5章 役員

第7条 本協会に次の役員を置く。

名誉会長	1名	顧問	若干名	男子部長	1名	副男子部長	1名
監事	2名			女子部長	1名	副女子部長	1名
会長	1名	副会長	1名	審判委員長	1名	副審判委員長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	記録委員長	1名	副記録委員長	若干名
会計部長	1名	副会計部長	1名	指導者委員長	1名	副指導者委員長	1名
事務局長	1名	副事務局長	1名	総務部長	1名	副総務部長	1名
				常務理事	若干名		
				理事	各チーム1名		

## 第6章 役員の選出と任務

第8条 1. 役員の選出は次の通りとし、承認は各会2/3の賛成とする。

役員名	推挙	承認
会長、副会長、名誉会長、顧問	常務理事会	理事会
理事長、会計部長、監事、専門部部长	会長	理事会
副理事長、副会計部長、専門部副部长	各部長	理事会
理事	各チーム	常務理事会

2. 任務は次の通りとする。

役職	職務
会長	協会を代表し、会務を総括する。
副会長	会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
監事	協会の経理業務を監査し、理事会に報告する。
理事長	協会の会務を掌理し、運営する。尚、緊急を要するときは執行できる。
副理事長	理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
会計部長	協会の財務を担当する。
副会計部長	会計部長を補佐し、会計部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
事務局長	協会窓口として情報を受理し、常に理事会へ報告する。また、会議の案内、出欠確認を行う。
副事務局長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
男子部長	協会男子部門の運営に関し決議執行する。
副男子部長	男子部長を補佐し、男子部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
女子部長	協会女子部門の運営に関し決議執行する。
副女子部長	女子部長を補佐し、女子部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
専門部委員長	各専門部を代表し、外部との交流を図り専門部員の統制を執る。
専門部副委員長	各専門部委員長を補佐し、部門長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
総務部長	協会管理用具備品、消耗品の管理補充を主に行い、協会運営に携わる。
副総務部長	総務部長を補佐し、総務部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
理事	所属チームの役員として、協会の会務に参加し決議を行う。

## 第7章 役員の任期

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

尚、任期期間は新年度総会から次年度の新年度総会の前日までとする。

第10条 補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第8章 会議

第11条 本協会の会議は、次の通りとする。

1. 三役会議

協会の運営に係る起案を担う。

会長承認の下、理事長が招集する。

会議は、欠席者の承認を得た上で実施する。

2. 常務理事会議

三役会議の起案を議事にする。

理事長が招集する。

3. 理事会

常務理事会議の議事を審議する。

理事長が招集する。

4. 総会

年度毎の報告並びに理事会議にて決した議事についてチーム代表者が審議する。

構成員は事務局が招集する。

尚、チーム代表者が不測の事情により欠席した場合は、委任状、若しくは代理人を以って出席とする。

会議は、構成員の2/3以上の出席により成立し、議長を選出して行う。

議事は出席者の過半数の議決により決するが、可否同数の場合は議長が決する。

## 第9章 経費

第12条 本協会の経費は次のものとする。

イ、協会加盟費      ロ、大会参加費      ハ、補助金

ニ、寄付金      ホ、その他

## 第10章 会計年度

第13条 本協会の会計年度は1月1日始まり12月末日で終わる。

## 第11章 賞罰

第14条 本協会の賞罰は次の通りである。

1. 本協会の目的に添い功労のあったチーム団体、個人を常務理事会の承認を経て表彰することができる。

2. 本協会の定め及びその他定めに関し、又は協会の名誉を著しく損なった、チーム団体、もしくは個人を常務理事会の承認を経て除名、又は出場停止にすることができる。

## 第12章 会則の改廃

第15条 会則の改廃については、常務理事会において出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

## 第13章 細則、内規

第16条 この会則に必要な細則、内規は常務理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(会則に定めない事項)

### 細則および内規

#### チーム登録

1. 本協会に加盟しようとするチームは所定の用紙に記入のうえ、加盟金等を添えて申し込むものとする。
2. 本協会の加盟金は当該年度に定められた金額とする。
3. 本協会の登録選手は所定の用紙で本協会に提出するものとする。
4. すでに他協会、支部に所属するチームで本協会に加盟しようとする時は、すでに所属している協会を退くものとする。
5. 日本ソフトボール協会へのチーム及び選手登録は、「日本ソフトボール協会チーム登録規定」に準ずる。本協会の主催する市長杯リーグ戦については、同一年度内における試合前追加登録のみを可とし、選手登録の変更、抹消は不可とする。
6. 本協会に2重登録されているものがあれば、そのチームに忠告して、2重登録者には、罰則を与えるものとする。(1年間出場停止)

#### 保険について

1. 協会登録チームは選手の不慮の事故に備え、スポーツ保険に加入する事とし、協会はいっさいの責任を負わない。

#### 公務実労費

本協会の依頼により公務として市外へ出向の場合は、下記の実労費を支給される。

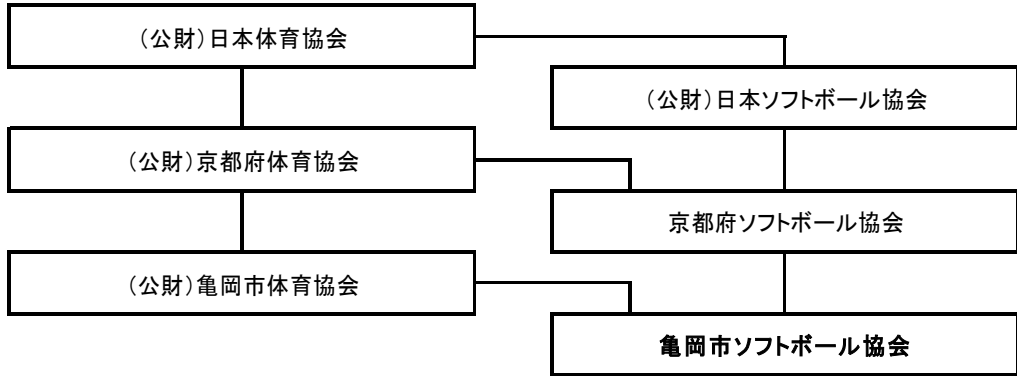
- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1. 京都府内の日帰り    | ¥2,000円     |
| 2. その他の地域への日帰り | ¥5,000円     |
| 3. 宿泊を伴う場合     | ¥2,000円+宿泊費 |

その他必要と認めた場合は、常務理事会にて協議の後、理事会にて審議し、総会に報告する。

附則 本会則は平成30年(2018年)2月に一部改定する。  
本会則は令和2年(2020年)2月に一部改定する。  
本会則は令和3年(2021年)2月に一部改定する。

# 亀岡市ソフトボール協会組織図

## 【上部団体】



## 【組織表】

